

患者さんに寄り添った施策の推進

私は、20年以上の薬系技官としてのキャリアを活かし、保健業務室長として、公害に係る健康被害の認定や補償給付、公害患者さんの保健福祉に関する事業などを担当しています。技術系職員として科学的根拠に基づく判断や企画立案が重要であることは言わずもがなですが、それだけではなく、公害患者さんが置かれている状況を正確に把握し、その思いをしっかりと受け止め、患者

さんに寄り添った施策を丁寧に進めていくことが極めて重要です。これは、厚生労働省における業務の進め方などにも通じる共通の視点だと思います。そうした多角的な視点を広く養いながら、国民の皆さんが安心して暮らしていけるよう日々貢献していきたいと考えています。

環境省

環境の保全 公害健康被害の補償 環境保健調査

環境保健部は、化学物質による環境汚染によって生じる人の健康や生態系に対する影響を未然に防止する観点から、総合的な施策を展開しています。このうち、保健業務室では、大気汚染などの公害によって健康被害を受けた方々の迅速かつ公正な保護を図っています。



内容に関する
参考ホームページ



環境省
大臣官房環境保健部企画課
保健業務室長

田中 大平
TANAKA Taihei